

## 愛知県立芸術大学附属図書館運営委員会規程

昭和 51 年 4 月 1 日

最近改正 平成 13 年 4 月 1 日

### (趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立芸術大学附属図書館規程第 9 条第 2 項の規定に基づき、愛知県立芸術大学附属図書館運営委員会(以下「委員会」という。)に関する事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この規程で、「各専攻」とは、美術学部の日本画、油画、彫刻、デザイン、陶磁及び美術学部所属の教養教育等(教養教育、基礎教育及び教職の各科目をいう。)並びに音楽学部の作曲、音楽学、声楽、ピアノ、弦、管打及び音楽学部所属の教養教育等の各単位をいう。

### (組織)

第3条 委員会は、次の委員 15 名をもって組織する。

(1) 図書館長

(2) 各専攻ごとに教授、助教授又は講師のうちから選出された各 1 名

2 前項第 2 号の委員は、学長が任命し、その任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じたときは、ただちに、その欠けた委員の専攻から補充するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、図書館長をもってこれに充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

### (審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 図書館に関する規程の制定及び改廃の案に関する事項

(2) 図書の収集計画に関する事項

(3) 図書館の施設整備に関する事項

(4) 図書館の広報活動に関する事項

(5) 図書館に関して委員の提議する事項

(6) その他図書館長の必要と認める事項

### (定足数)

第6条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

### (委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を述べ

させることができる。

(幹事)

第8条 委員会に幹事を置く。

- 2 幹事は、図書館事務長をもってこれに充てる。
- 3 幹事は、委員会の事務を処理する。